

むつ市 YouTube 動画制作等業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、むつ市 YouTube 動画制作等業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 むつ市 YouTube 動画制作等業務
- (2) 業務内容 別添「むつ市 YouTube 動画制作等業務仕様書」に記載のとおり
- (3) 委託契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 予算額

4,180,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

令和 7 年 5 月 2 日（金）から令和 7 年 5 月 1 2 日（月）まで

(2) 質疑提出

令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時まで

(3) 質疑回答

令和 7 年 5 月 8 日（木）市のホームページにて回答

(4) 参加申込

令和 7 年 5 月 2 日（金）から令和 7 年 5 月 1 2 日（月）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 企画提案書等提出

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）から令和 7 年 5 月 2 6 日（月）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで

(6) 結果通知

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）（予定）

6 参加資格

- (1) むつ市指名競争入札参加有資格者名簿（以下、有資格者名簿という。）に登録されていること。ただし、有資格者名簿に登録がない者がプロポーザルに参加する場合には、8に記載の書類を提出するとともに、国税及び地方税について滞納が無いこと。
- (2) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (6) 公告の日現在において、青森県内の自治体で1件以上の動画制作業務委託実績を有すること。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第5号）により、電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和7年5月7日（水）午後5時まで
- (3) 提出先 むつ市総務部市長公室広報グループ
電子メール：shichokoshitsu@city.mutsu.lg.jp
件名は「むつ市 YouTube 動画制作等業務質疑」とすること。
- (4) 回答方法 ①令和7年5月8日（木）市のホームページにて回答
②回答の内容は、本要領に係る追加又は訂正とみなすものとする。
- (5) その他 電話及び口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

8 参加申込手続

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 会社概要（様式第2号）
 - ウ 業務実績調書（様式第3号）

＜有資格者名簿に登録がない者の場合＞

エ 法人事業者は、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

オ 個人事業者は、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書

カ 財務諸表（申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書）

キ 納税証明書（国税、都道府県税及び市町村税）

(2) 提出方法 郵送（書留郵便に限る）による。

(3) 提出期間 令和7年5月2日（金）から令和7年5月12日（月）必着

(4) 提出先 〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市総務部市長公室広報グループ

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

ア 企画提案書（任意様式）

イ 誓約書（様式第4号）

ウ 費用見積書（任意様式）

(2) 留意事項

ア 企画提案書はA4版とし、縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとすること

イ 紙媒体で各1部（企画提案書のみ7部）提出すること。

(3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る）による。

(4) 提出期間 令和7年5月14日（水）から令和7年5月26日（月）必着

(5) 提出先 〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市総務部市長公室広報グループ

11 企画提案書等記載事項

(1) 企画提案書

企画提案書作成要領（別紙1）に基づき作成すること。

(2) 費用見積書

YouTube 動画制作等業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。
見積金額には消費税及び地方消費税相当額を加算すること。

12 審査方法

(1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査を実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

(2) 審査項目及び評価項目

区 分	評価・審査項目	配 点
標準評価 (100点)	1. 企画・制作力	60点
	2. 効果性	20点
	3. 実現性	10点
	4. その他	10点

13 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全者に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第7号）により通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

14 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出されたすべての書類は返却しない。
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- エ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会、ヒアリング等を実施した場合において、正当な理由なく欠席し

た場合

カ 費用見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出や説明会等参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例（平成10年条例第1号）の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼすおそれのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

15 問い合わせ先

むつ市総務部市長公室広報グループ

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

電話 0175-22-1111（内線1117）

FAX 0175-22-2313

電子メール shichokoshitsu@city.mutsu.lg.jp